第八十五条第一項	障害共済年金	旧職域加算障害給付
第八十五条第二項及び第八十六条第一項	障害共済年金支給する	旧職域加算障害給付支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに当該保険料納付済期間及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）
第八十六条第二項	障害共済年金	旧職域加算障害給付
	退職共済年金	旧職域加算退職給付

附則第十八条の二の見出し、同条第一項及び第十九条、同条の前の見出し、第二十四条の二の前の見出し、同条第一項、第二十六条の見出し並びに同条第二項から第四項まで（改正前地共済法の改正前遺族支給要件規定の読替え）

第六条　平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前遺族支給要件規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前地共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十九条の見出し	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第九十九条第一項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項において「改正前地共済法による職域加算額（以下この項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）」という。）のうち死亡を給付事由とするものをいう。次項において同じ。）
	支給する	支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、当該者が死亡した日の前日において、当該死亡した日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。）と保険料免除期間（同条第三項に規定する保険料免除期間をいう。）とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない
第九十九条第一項第三号	障害共済年金	旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付（障害を給付事由とするものに限る。）

第九十九条第一項第四号	退職共済年金	旧職域加算退職給付（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。）又は平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付（退職を給付事由とするものに限る。）
第九十九条第二項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付

2　平成三十八年四月一日前に死亡した者に係る前項の表第九十九条第一項の項の規定の適用については、同項中「満たないとき」とあるのは、「満たないとき（当該死亡した日において当該死亡した日の属する月の前々月までの一年間（当該死亡した日の前日において国民年金の被保険者でなかつた者については、当該死亡した日の属する月の前々月以前における直近の国民年金の被保険者期間に係る月までの一年間）のうちに当該保険料納付済期間及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）」とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡した日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

（改正前地共済法等の規定の読替え）

第七条　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前地共済法第二条第三項	子又は孫は、	夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子又は孫は
	ある者	あり、かつ、まだ配偶者がない者
	あつてまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き第八十四条第二項に規定する障害等級	あるか、又は二十歳未満で障害等級（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に該当する程度の障害の状態にあるとき
改正前地共済法第四十四条第二項	組合員期間	旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）
	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める率	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率
改正前地共済法第四十七条第一項	あるときは、前二条の規定に準じて、これを	あるときは、
	遺族（弔慰金又は遺族共済年金につては、これらの給付に係る組合員であつた者の他の	配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる